

未成年者契約の取消しについて

未成年者（令和4年4月から18歳未満の人）は、成年者と比べて取引の経験や知識が不足し、判断能力も十分ではありません。未成年者が契約をするときは、原則として法定代理人（親権者／親権者がいない場合は未成年後見人）の同意が必要となっています。

そのため、**未成年者が法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は、取り消すことができます**と民法に定められています。

● 取消しの効果

- ・ 契約の取消しをすると、契約時にさかのぼって最初から無効なものとなります。
- ・ 代金の支払義務がなくなります。
- ・ 未成年者が支払った代金は返還請求ができます。
- ・ 受け取った商品やサービスは返還しなければいけませんが、一部を消費していたとしても、残りを返還すれば問題ありません。

未成年者契約を取消するには

- ◎ 未成年者本人からでも、法定代理人（親権者等）からでも取消しができます。
- ◎ 契約した事業者の代表者宛てに、取消通知書（はがき）で通知します。
- ◎ はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎ はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。

<未成年者本人からの場合>

取消通知書
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇株式会社 代表者〇〇〇〇 様
私は令和〇年〇月〇日に貴社（担当者〇〇氏）との間で〇〇（価格〇〇円）を契約しましたが、未成年者の私が親の同意なしに行ったものであり、取り消します。 つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、速やかに下記の口座に振り込んでください。 〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇 また、商品は早急に引き取ってください。
令和〇年〇月〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇（未成年者本人の氏名）

<法定代理人（親権者等）からの場合>

取消通知書
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇株式会社 代表者〇〇〇〇 様
私どもの子ども〇〇〇〇（〇〇歳）が、令和〇年〇月〇日に貴社（担当者〇〇氏）との間で〇〇（価格〇〇円）を契約しましたが、未成年者が親の同意を得ずに行ったものであり、親権者として契約を取り消します。 つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、速やかに下記の口座に振り込んでください。 〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇 また、商品は早急に引き取ってください。
令和〇年〇月〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇（親権者の氏名）

はがきの記入例

【次頁へ続く】

● 取消しができないとき

- ・ 契約時の年齢が未成年ではない場合
- ・ 婚姻経験がある場合
未成年者であっても婚姻の経験がある者（離婚した場合も含む）は、民法上成年者とみなされます。
- ・ 法定代理人から事前に使うことを許された財産（小遣い）の範囲である場合
- ・ 法定代理人から許された営業に関する契約である場合
法定代理人から許可されて自営業をしている未成年者が、その事業に関する契約をした場合は、未成年者契約の取消しはできません。
- ・ 成年者であると詐術[※]した場合

※ 詐術とは

未成年者が自分を成年者と偽ったり、法定代理人の同意を得ていないのに同意を得ていると偽って、その結果、相手方が誤信したことを言います。

- ・ 契約を追認した場合
未成年者が成年に達してから商品を受け取った・代金を支払った場合、法定代理人が代金を支払うなど未成年者の契約を認める行為（追認）を行った場合は、未成年者契約の取消しはできません。
- ・ 取消権が時効になっている場合
契約取消権の時効は、未成年者が成年になったときから5年間です。

詳細な点、ご不明な点については、消費生活総合センターにご相談ください。